※下記は例示（全構成員の住所・署名・押印、代表構成員、業務役割は必須）

コンソーシアム協定書（例）

（目 的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立して、長崎県が発注する『県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務』（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名 称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、『県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務』受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第３条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）

（２）

（３）

（幹事企業及び代表者）

第４条 本コンソーシアムの幹事企業は、 　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

２ 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第６条　本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（業務分担）

第７条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（運営委員会）

第８条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

（業務処理責任者）

第９条　本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）

第10条　本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

（取引金融機関）

第11条　本コンソーシアムの取引金融機関は、 　　　　　とし、本コンソーシアムの代表者

の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第12条　本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第14条　構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第16条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（会計帳簿等の保存）

第17条　本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後５年間、 　　　　　　　　　　　　　が保存するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者幹事企業　　　　　　　　　　　　　　　　　 外　社は、上記のとおり本コンソーシ

アム協定を締結したので、その証として本正本　通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 　年 　月 　日

代表者 （所在地）

（名 称）

（代表者） ㊞

構成員 （所在地）

（名 称）

（代表者） ㊞

構成員 （所在地）

（名 称）

（代表者） ㊞